

4 水田活用の直接支払交付金

(概算決定額：3,215億円)

水田で麦、大豆、飼料用米、米粉用米等の作物を生産する農業者に対して交付金を直接交付することにより、水田のフル活用を推進し、食料自給率・自給力の向上を図ります。

(1) 交付対象者

支援の対象となる農業者は、販売目的で対象作物を生産（耕作）する販売農家・集落営農です。

(2) 支援内容

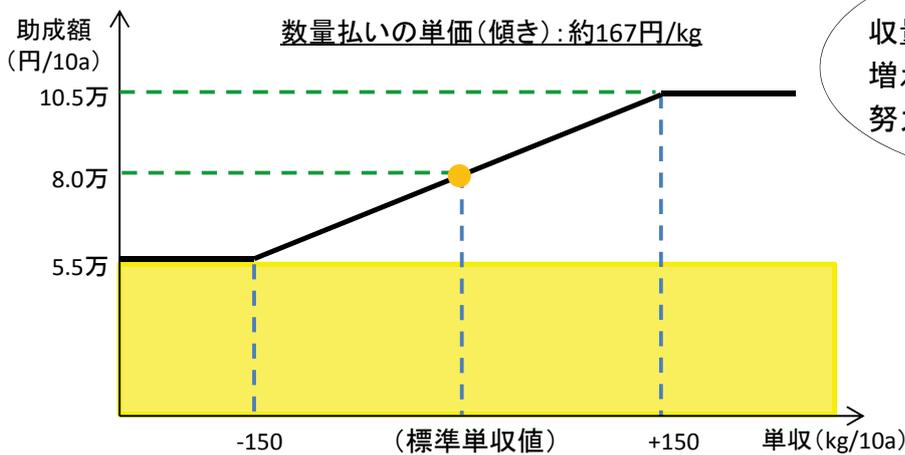
① 戦略作物助成※1

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物※2	35,000円/10a
WCS用稲	80,000円/10a
加工用米	20,000円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、 55,000円～105,000円/10a

※1 基幹作のみ対象

※2 飼料用とうもろこしを含む

<飼料用米・米粉用米の収量と交付単価の関係(イメージ)>



- ・ 数量払いによる助成については、農産物検査機関による数量確認を受けていることを条件とします。
- ・ 標準単収値の各地域への適用に当たっては、地域農業再生協議会が当該地域に応じて定めている単収（地域の合理的な単収）を適用します。なお、地域の合理的な単収は当年産の作柄（作柄表示地帯別）に応じて調整します。

<標準単収値の作柄調整の考え方>

$$\text{標準単収値} = \text{地域の合理的な単収} \times \frac{\text{当年産のふるい目1.70mm以上の10アール当たり収量}}{\text{ふるい目1.70mm以上の10アール当たり平年収量}} \quad (\text{小数点以下切り上げ})$$

② 産地交付金

基本的運用

- 地域で作成する「水田フル活用ビジョン」に基づき、二毛作や耕畜連携を含め、産地づくりに向けた取組を支援します。
- 国から配分する資金枠の範囲内で、都道府県や地域農業再生協議会が助成内容(交付対象作物・取組・単価等)を設定できます(一定割合以上は都道府県段階で助成内容を決定)。
- また、取組に応じた配分(下表参照)を都道府県に対して行います。

対象作物等	取組内容	追加配分単価
飼料用米 米粉用米	多収品種の取組	12,000円/10a
そば なたね	作付けの取組 ※ 基幹作のみ。	20,000円/10a
新市場 開拓用米	作付けの取組 ※ 基幹作のみ。	20,000円/10a
畑地化	交付対象水田からの除外	105,000円/10a

上記のほか、以下の取組に応じた配分を行います。

- ① 転換作物拡大加算(10,000円/10a)
転換作物が拡大し、主食用米の面積が平成29年度以降の最小面積より更に減少した場合に、その面積に応じて配分。
- ② 平成31年度緊急転換加算(5,000円/10a)
平成31年度に限り、転換作物が拡大し、主食用米の面積が平成30年度より減少した場合に、その面積に応じて配分。
- ③ 高収益作物等拡大加算(20,000円/10a)
主食用米の面積が平成30年度より減少し、高収益作物等※の面積が拡大した場合に、その面積に応じて配分。

※ 高収益作物等：高収益作物(園芸作物等)、新市場開拓用米、加工用米、飼料用とうもろこし

助成内容の設定

- 助成内容は以下のルールに即して設定します。
 - ① 地域における水田農業経営の課題に対応し、収益力向上に資する取組に対する助成とすること
 - ② 経営所得安定対策等における趣旨を損なうような助成としないこと(例：品位の低いもののみへの加算)
 - ③ 主食用米、備蓄米、不作付地への助成は行わないこと
 - ④ 地方農政局長等が特に必要と認めた場合を除き、所得増加に直接寄与しない作物(景観形成作物等)への助成は行わないこと

(3) 31年産における需要に応じた生産の推進策

【30年度】

① 転換作物拡大加算 (1.0万円/10a)

- 都道府県ごとにみて、転換作物が拡大し、主食用米の面積が29年度以降の最小面積より更に減少した場合に、その面積に応じて産地交付金を追加配分。

【31年度】

① 転換作物拡大加算 (1.0万円/10a)

- 左記と同様の内容で継続支援。

(②と合わせると、1.5万円/10a。)

② 平成31年度緊急転換加算 (5千円/10a) (H31限り)

- 都道府県ごとにみて、転換作物が拡大し、主食用米の面積が30年度より減少した場合に、その面積に応じて産地交付金を追加配分。

③ 高収益作物等拡大加算 (2.0万円/10a) (新規)

- 地域農業再生協議会ごとにみて、主食用米の面積が30年度より減少し、高収益作物等※の面積が拡大した場合に、その面積に応じて産地交付金を追加配分。ただし、30年産で高収益作物等を減少させた協議会は、31年産で当該減少面積の1/2以上を拡大させることが要件。

※高収益作物等：高収益作物（園芸作物等）、新市場開拓用米、加工用米、飼料用とうもろこし

④ 産地交付金の県枠（1割以上）の設定・拡大 (新規)

- 当初配分のうち1割以上は、県段階で支援内容を決定し、重点品目の単価を上乗せ。

⑤ 産地交付金の留保解除時の傾斜配分 (新規)

- 留保解除時に、各都道府県における転換作物の増減に応じて傾斜配分。

(4) 水田フル活用ビジョン

- 「水田フル活用ビジョン」は、地域の特色のある魅力的な製品の産地を創造するための地域の作物振興の設計図となるものです。
- 産地交付金による支援は、「水田フル活用ビジョン」に基づく取組に対して行われることとなります。

<水田フル活用ビジョンの内容>

○ 取組方針

- ・ 作付の現状、地域が抱える課題
- ・ 作物ごとの生産の取組方針(非主食用米の作付面積の目標、生産拡大に向けて導入する新しい技術、販売先との連携、活用施策など)
- ・ 作物ごとの作付予定面積
- ・ 平成32年度の目標(作付面積、生産量等)

○ 産地交付金の活用方針、活用方法の明細等

- ・ 支援対象となる品目、具体的な用途(取組内容)、支援単価
- ・ 各用途ごとの3年後の取組面積の目標 等

(都道府県段階及び地域段階の協議会での検討を経て作成の上、5月31日までに都道府県から国に提出)

問い合わせ先一覧（地方農政局等）

平成31年4月1日より

農政局等	問い合わせ先	連絡先(電話番号)
北海道農政事務所	札幌地域拠点地方参事官室	011-330-8822
	函館地域拠点地方参事官室	0138-38-9007
	旭川地域拠点地方参事官室	0166-30-9303
	釧路地域拠点地方参事官室	0154-99-9047
	帯広地域拠点地方参事官室	0155-24-2402
	北見地域拠点地方参事官室	0157-23-4172
東北農政局	青森県拠点地方参事官室	017-777-3512
	岩手県拠点地方参事官室	019-624-1129
	宮城県拠点地方参事官室	022-221-1105
	秋田県拠点地方参事官室	018-862-5720
	山形県拠点地方参事官室	023-622-7247
	福島県拠点地方参事官室	024-534-4157
	福島県拠点いわき駐在所	0246-23-8517
関東農政局	茨城県拠点地方参事官室	029-221-2186
	栃木県拠点地方参事官室	028-633-3315
	群馬県拠点地方参事官室	027-221-2685
	埼玉県拠点地方参事官室	048-740-5866
	千葉県拠点地方参事官室	043-224-5617
	東京都拠点地方参事官室	03-5144-5258
	神奈川県拠点地方参事官室	045-211-7176
	山梨県拠点地方参事官室	055-254-6016
	長野県拠点地方参事官室	026-234-5575
	静岡県拠点地方参事官室	054-200-5500
	北陸農政局	新潟県拠点地方参事官室
富山県拠点地方参事官室		076-441-9307
石川県拠点地方参事官室		076-203-9140
福井県拠点地方参事官室		0776-30-1619

農政局等	問い合わせ先	連絡先(電話番号)
東海農政局	岐阜県拠点地方参事官室	058-271-4407
	愛知県拠点地方参事官室	052-763-4552
	三重県拠点地方参事官室	059-228-3199
近畿農政局	滋賀県拠点地方参事官室	077-522-4274
	京都府拠点地方参事官室	075-414-9084
	大阪府拠点地方参事官室	06-6941-9657
	兵庫県拠点地方参事官室	078-331-9951
	奈良県拠点地方参事官室	0742-36-2981
	和歌山県拠点地方参事官室	073-436-3832
中国四国農政局	鳥取県拠点地方参事官室	0857-22-3256
	島根県拠点地方参事官室	0852-25-4490
	岡山県拠点地方参事官室	086-233-1577
	広島県拠点地方参事官室	082-228-9483
	山口県拠点地方参事官室	083-922-5255
	徳島県拠点地方参事官室	088-622-6132
	香川県拠点地方参事官室	087-883-6503
	愛媛県拠点地方参事官室	089-932-6989
	高知県拠点地方参事官室	088-875-2151
	九州農政局	福岡県拠点地方参事官室
佐賀県拠点地方参事官室		0952-23-3136
長崎県拠点地方参事官室		095-845-7123
熊本県拠点地方参事官室		096-211-9336
大分県拠点地方参事官室		097-532-6134
宮崎県拠点地方参事官室		0985-22-3184
	鹿児島県拠点地方参事官室	099-222-7591
	沖縄総合事務局農林水産部経営課	098-866-1628

■本パンフレットや経営所得安定対策に関するお問い合わせは上記のほか、
農林水産省政策統括官付 経営安定対策室 (Tel:03-6744-0502) へ

お気軽に、無料電話相談

フリーダイヤル

0120-38-3786

受付時間：平日9:00～17:00 自動的にお住まいの地方農政局等に繋がります。

ご注意：携帯電話、PHS、公衆電話及びIP電話など一部の電話ではご利用いただくことができません。また、非通知設定のお電話からはお繋ぎできませんので、お手数ですが番号の前に「186」を押してお掛けください。

左記以外にも、最寄りの地方農政局等（問い合わせ先一覧のとおり）、地域農業再生協議会（市町村、JA等）までお気軽にご連絡ください。

※ 経営所得安定対策に関する詳しい情報は、ホームページでご覧になれます。▶ [経営所得安定対策](#)

検索

